

市議会定例会提出議案（藤沢市公民館条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市公民館条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2006年（平成18年） 8月 4日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市公民館条例の一部改正について
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2006年（平成18年）9月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例
藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表藤沢市立明治公民館の項中

「

第1談話室	100	150
-------	-----	-----

」

を

「

第1談話室	300	450
-------	-----	-----

」

に、

「

調理室	100	150
和室	100	150
ホール	600	900

」

を

「

調理室	200	300
和室	200	300
音楽室	100	150
子育て支援室	200	300
工作室	100	150
ホール	800	1,200

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年11月6日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成18年11月30日までの間の藤沢市立明治公民館の施設の使用の手続（第6条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請（以下単に「電子申請」という。）に係る手続を除く。）は同条第1項の規定にかかわらず平成18年10月2日から、電子申請に係る手続は同条第2項の規定にかかわらず平成18年10月15日から行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した藤沢市立明治公民館の施設の使用料を定める必要による。